平川市男女共同参画情報誌



きあらひらかわ



互いに認め、支えあう、男女(ひと)がきらめく平川市

第12号 平成25年9月2日発行



(写真は「白岩まつり」より)

女性のさらなるまちづくりへの参画を推進します!

平川市では、教育、福祉などのさまざまな分野の委員に女性が参画することを推進しており、年々少しずつ女性の登用率が増加していますが、十分に参画しているとは言えない状況です。(現状: H24 24.7%、H25 24.9% ⇒ 目標: 30%以上)

社会情勢や雇用形態などの変化から、さまざまな家族形態や生活様式が生まれており、 これらに対応するためには、男性の視点のみならず、女性の視点を取り入れることが重 要となっています。

男女共同参画社会の実現のためには、女性に対する男性の意識改革や理解が必要であり、また、女性自身も進んでまちづくりに参画していこうとする意識を持つことが必要です。

男女がお互いに協力し、支えあい、輝く、そんなまちづくりに参画してみませんか。

「きあら(chiara)」はイタリア語で「光り輝くもの」「よろこびをもたらすもの」を意味します。平川市男女共同参画推進プランの基本理念である「互いに認め、支えあう、男女(ひと)がきらめく平川市」のとおり、輝く未来を見つめながら性別にかかわらず一人ひとりがお互いを認め、自分らしさを十分に生かせる平川市をめざしたいという願いを込めています。

男女共同参画社会の実現には、男女がお互いに尊重し合い、男女間の差別をなくし、 それぞれの能力を発揮できるような機会が確保されなければなりません。

平川市は、職場で男女がお互いに平等な機会と待遇が確保されることを推進してい ますので、**会社等で働く方々(男女かかわらず)のための制度**を一部紹介します。

育児·介護休業制度

社員は、会社へ申し出ることにより、子が1歳になるまでの間(保育所に入所でき ない等一定の場合は1歳半)、育児休業することができます。

また、要介護状態にある家族1人につき93日まで介護休業することができます。

子の看護休暇

小学校就学前の子を養育する社員は、会社へ申し出ることにより、年5日まで(子 が2人以上は年10日まで)、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得する ことができます。

介護休暇

社員は、要介護状態にある対象家族の介護その他の世話のために、対象家族が1人 であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、1日単位で年次有給休暇とは別 に取得することができます。

短時間勤務制度(育児·介護)

会社は、3歳未満の子を養育し、または要介護状態にある家族の介護をする社員が 希望すれば利用できるよう、1日の所定労働時間を原則6時間とする規則等を設けな ければなりません。

所定外労働の制限

会社は、3歳未満の子を養育する社員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて 労働させてはなりません。深夜(午後10時~午前5時)の就労が制限されます。

セクハラ対策

会社は、セクハラ対策について次のような具体的措置を講じなければなりません。

- 職場でセクハラがあってはいけない旨の方針を規定し、社員へ周知・啓発する。
- ② セクハラ相談員を定め、人事部門との連携が図れる仕組みをつくる。
- ③ 事実を迅速・正確に確認し、被害者への援助、行為者に対する懲戒等、適正な対応 をする。
- 4) 被害者等のプライバシーを保護し、セクハラを相談したことや、事実確認に協力した ことなどを理由に、解雇等にならない旨、社員へ周知・啓発する。

不利益取扱い(解雇など)の禁止

会社は、社員が育児・介護休業を取得したり、妊娠・出産・産前産後休業を取得し たこと等を理由として、社員に対して不利益な取扱い(解雇等)をしてはなりません。 妊娠中や産後1年以内の社員を解雇した場合、会社が妊娠等の理由による解雇でな いことを証明しない限り、その解雇は無効となります。

全ての事業所で仕事と家庭の両立のための制度を利用することができます。 (お勤め先の就業規則等をご確認ください。)

お問い合わせ 青森県労働局雇用均等室 TEL 017-734-4211 FAX 017-777-7696 ホームページアドレス http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

男女に配慮した避難所づくり 平川市でイベントを開催します!

男女共同参画の視点を取り入れた『避難所づくり』をテーマとしたイ ベント(主催:男女共同参画ネットワーク・津軽広域)を開催します。

東日本大震災を契機に、避難所等における男女のニーズの違いなど、 男女双方の視点を取り入れた防災体制の必要性が再認識されました。

今年度、平川市と三沢市で、それぞれの地域で活動している男女共同 参画ネットワーク団体が主体となり、男女に配慮した避難所づくりを題 材とした講演会などを開催することになりましたので、ご興味のある方 はぜひご参加ください。詳細は広報ひらかわ10月号(10/15配布予 定)をご覧ください。

日 時: 平成25年12月1日(日)

場 所:平川市文化センター(予定)

内 容:講演会など

講師:石井布紀子氏(NPO法人さくらネット代表理事)

阪神・淡路大震災の際に被災し、その後、災害ボランティア活動や 災害に強い福祉の地域づくりに取り組み、また、住民自治力を高め、 市民社会づくりを応援しようとさまざまな研修やアドバイザーなどを 務めている。

男と女と 家庭 ħ か は 交 自 わ そ う 5 吉 を を あ 磨 ŋ が ۲ う ì ţ

女

共

同

【男女共同参画ネットワーク・津軽広域】

弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎 館村及び板柳町に所属する男女共同参画に関する活動を行っ ている会員で構成されるネットワーク団体です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (通称:配偶者暴力防止法、DV防止法)

<配偶者暴力防止法の仕組み>

警察 配偶者暴力相談支援センター 裁判所 ●医学的・心理的カウンセリング ●暴力の制止 ●保護命令 ●被害者の保護 ●一時保護 ●自立支援 ・接近禁止命令(6ヶ月間) ●被害発生を防止する措置 ・退去命令(2ヶ月間) 保護申し立て 诵報 被害者 (公証人の認証)

《保護命令って何?》

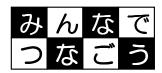
- 配偶者等からの暴力の被害者を守るために、裁判所が加害者に対して出す命令です。
- 被害者の申し立てにより、裁判所が、生命または身体に重大な危害を受けるおそれが 大きいと判断した場合、「つきまとい」や「はいかい」を禁止する接近禁止命令(6ヶ月 間、再度の申し立て可能)と生活の拠点としている家から出ていくように命じる退去命令 (2ヶ月間、再度の申し立て可能な場合あり)などが出されます。

【最寄りの『配偶者暴力相談支援センター』】

- 青森県女性相談所 O17-781-2000(平日8:30~20:00 土日祝9:00~18:00) ※DVホットライン 0120-87-3081(24時間)
- 青森県男女共同参画センター O17-732-1022(9:00~16:00 ※水曜日を除く。)
- ・中南地域県民局 地域健康福祉部 福祉総室 33-3211(平日8:30~17:15 ※祝祭日を除く。)

【その他の相談窓口・・・・緊急の場合は迷わず110番】

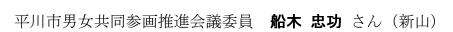
- DV相談ナビ 0570-0-55210(ここにでんわ)
- 市役所 福祉課 福祉総務係 44-1111 内線1164(平日8:15~17:00 ※祝祭日を除く。)
- 黒石警察署 生活安全課 生活安全係 52-2311(24時間)



ひらかわ リルーコラム

第7回

このコーナーは、いろんな方に、男女共同参画について日頃の思いを書き つづっていただこうという企画です。





企業における "ちょっと変わった" ワーク・ライフ・バランスを推進する取組み

企業においては、法制度によって男女平等やワーク・ライフ・バランスの実現の ための様々な決まりが設けられています。そして、ワーク・ライフ・バランスを推 進するために、法制度で決められた以上の取組みを行っている企業も数多くありま す。

一般的に良く耳にするのは、「配偶者出産休暇」や「リフレッシュ休暇」、「ボランティア休暇」などでしょうか。

私も会社員ですので、他の企業の取組みが気になり、色々と調べてみたところ、 一風変わった取組みやユニークな制度を見つけました。今回はその中から、個人的 に面白いと思うものをいくつかご紹介したいと思います。

- デート支援金制度(コントロールプラス株式会社(Web制作会社)) 東京から1km離れるごとに100円が支給される制度。ゴールデンウィーク・年末年始 に適用され、一人で出かけても取得可能。(例)東京~博多900kmで9万円 「一人で出かけても良いところがうれしいですね。」
- 期間限定のオフィス(面白法人カヤック(Web制作会社) ~ 『旅する支社』 ~) 1年に2~3ヶ月限定で、国内外の働いてみたい場所に臨時オフィスを設ける制度。 ただし、参加者は条件を満たした者のみ。(これまでハワイ、イタリア、ベトナムなど にオフィスを設置) 「南の島でのんびり仕事をしてみたいです。」
- ▼ニバーサリー休暇制度(株式会社リクルートキャリア)年1回連続4日以上の有給休暇を取得すると、手当金が支給される制度。「有給の上にお小遣いまでもらえるなんて!」
- 社内にスポーツジム・ゲームセンター(Facebook(米SNS会社)) 「ジムで汗を流せば運動不足やストレスも解消できそうです。」

いかがですか?今回紹介したのはかなり珍しい制度ですが、このほかにも企業では、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを推進するための様々な取組みが行われています。

多くの中小企業では、大企業並みの取組みは現実として難しいと思います。けれども、従業員が働きやすくなるような施策を打ち出していけば、結果的には企業にとっても、有能な人材の確保・育成・定着につながっていくのではないでしょうか。

発行:平川市男女共同参画推進会議(事務局:平川市総務部総務課行政改革係) TEL:0172-44-1111(内線1353) E-mail:gyoukaku@city.hirakawa.lg.jp